

平成 30 年 2 月 定例会（第 331 回）  
3 月 23 日

経済労働委員長の報告

[今井光子議員 報告](#)

↑（クリックで今井光子議員 報告へ移動）

経済労働委員会の報告

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書（案）

平成30年 2月 定例会（第331回）

平成三十年

第三百三十一回定例奈良県議会会議録 第七号

二月

平成三十年三月二十三日（金曜日）午後一時四分開議

出席議員（四十一名）

一番 亀田忠彦	二番 池田慎久
三番 猪奥美里	四番 山中益敏
五番 川口延良	七番 中川 崇
八番 佐藤光紀	九番 川田 裕
一〇番 井岡正徳	一一番 田中惟允
一二番 藤野良次	一三番 森山賀文
一四番 大国正博	一五番 岡 史朗
一六番 西川 均	一七番 小林照代
一八番 清水 勉	一九番 松尾勇臣
二〇番 阪口 保	二一番 欠員
二二番 中野雅史	二三番 安井宏一
二四番 田尻 匠	二五番 奥山博康
二六番 荻田義雄	二七番 岩田国夫
二八番 乾 浩之	二九番 太田 敦
三〇番 宮本次郎	三二番 山本進章
三三番 国中憲治	三四番 米田忠則
三五番 出口武男	三六番 新谷紘一
三七番 粒谷友示	三八番 秋本登志嗣
三九番 小泉米造	四〇番 中村 昭
四一番 山村幸穂	<b>四二番 今井光子</b>
四三番 梶川虔二	四四番 川口正志

欠席議員（二名）

六番 松本宗弘	三一番 和田恵治
---------	----------

## 議事日程

一、予算審査特別委員長報告

一、常任委員長報告

一、平成三十年度議案、議第一号から議第五十九号並びに平成二十九年度議案、議第百二号から議第百二十三号、報第三十二号及び報第三十三号並びに議会閉会中の審査事件の採決

一、教育長の任命同意

一、教育委員会の委員の任命同意

一、意見書等決議

一、追加議案の上程と同採決

一、議員派遣の件

-----  
○議長（岩田国夫） これより本日の会議を開きます。

-----  
○議長（岩田国夫） この際、お諮りします。

教育長の任命同意、教育委員会の委員の任命同意、意見書等決議、追加議案の上程と同採決、及び議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----  
○議長（岩田国夫） 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

-----  
○議長（岩田国夫） 次に、平成三十年度議案、議第一号から議第五十九号並びに平成二十九年度議案、議第百二号から議第百二十三号、報第三十二号及び報第三十三号を一括議題とします。

まず、予算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――二十五番奥山博康議員。

◆二十五番（奥山博康） （登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る三月七日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成三十年度奈良県一般会計予算」案、「平成三十年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算」案ほか十四特別会計予算案、並びに「平成二十九年度奈良県一般会計補正予算」案（第五号、第六号）ほか二特別会計補正予算案について、議会機能のひとつである審査・監視機能の重要性を踏まえ、知事をはじめ関係理事者の出席のもと、六

日間にわたり鋭意調査並びに審査を行ったところであります。その経過と結果の概要につきまして、順次申し述べることといたします。

まず、平成三十年度一般会計及び特別会計予算案、すなわち議第一号から議第十六号及び平成二十九年度一般会計補正予算案（第五号）、すなわち議第百二号について申し上げます。

知事は、就任以来、「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」ことを県政の目指すべき姿とし、直面する県政諸課題に取り組んでこられました。

その結果、健康寿命や障害者雇用、企業誘致など様々な分野での取組の成果が数字となって現れてきており、観光産業の基盤となる良質なホテルの姿も見えてきております。しかし、戦後、大阪のベッドタウンとして発展してきた本県は、他県に比べ、人口減少と高齢化が急速に進むと見込まれることから、より良き未来に向けた種を蒔いて、将来の奈良県の礎を築くという願いを込めて、平成三十年度予算案を編成されました。

具体的には、経済活性化のプロジェクトを更に進展させ、本県の経済構造を改革し、県内で投資・消費・雇用を好循環させ、働く場所を創出されます。また、誰もが健やかに暮らせる地域、県民が安全で安心して快適に暮らし続けられる地域、働きやすく良く学べる地域をつくる取組を進められます。さらに、地域資源や社会資本を活用した住みよいまちづくり、農・畜産・水産業及び林業・木材産業の振興、過疎化が進む南部地域・東部地域の振興に取り組まれます。併せて、二十年後の奈良県の姿を見据え、本県が有する観光資源や歴史・文化資源を活用した戦略的な観光施策の展開や、県と市町村が連携・協働する「奈良モデル」によるまちづくりなどの取組を進められます。

このような考えのもと編成されました新年度予算案は、一般会計総額で五千六十六億五千万円、前年度比で六・〇%の増となりました。その主たる要因は、主要プロジェクトの着実な進捗による投資的経費の増加、県債管理基金を活用した臨時財政対策債の繰上償還に伴う公債費の増加であり、この公債費の繰上償還などにより、県債残高全体は、平成二十九年度末から二百八億円減少すると見込まれています。また、財政規律の堅持に努められた結果、交付税措置がなく、県税など自前の財源で返済すべき県債残高は、この十年間で八百三十八億円減少するとともに、交付税措置のない県債残高と県税収入額との比率は三・一倍と、知事に就任されて最も良好な水準になると見込まれています。

しかしながら、社会保障関係経費が引き続き増加することから、歳出予算が歳入見込みを上回り、財政調整基金を二十億円取り崩し、収支の均衡を図られたところです。

これら新年度予算と併せて、財源として有利な国の補正予算を活用され、道路などの基盤整備や、なら食と農の魅力創造国際大学校（N A F I C）周辺施設の整備などを進めるために、平成二十九年度一般会計補正予算案、七十四億三千九百万円余を編成されました。

次に、三月七日に追加提出された議第百十二号から議第百十四号の平成二十九年度一般会計補正予算案（第六号）及び特別会計補正予算案については、県税等の増収に伴う市町村への県税交付金等や、新たな国民健康保険制度における財政の安定化を図るための基金

への積み立てのほか、諸般の事情により必要と認められる経費を増額補正する一方、支給水準の引き下げ等による退職手当の減額など、事業の年度内の執行を見通した減額補正をされました。

次に採決の結果を申し上げます。

創生奈良の委員から、平成三十年度議案、議第一号については、奈良大立山まつり、(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業の予算に異議があるとの理由により、反対であるとの意見の開陳があり、また他の委員からも反対意見がありましたことから、起立採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。また、同じく反対意見のありました、平成三十年度議案、議第十五号、及び平成二十九年度議案、議第百二号並びに議第百十二号についても、起立採決の結果、賛成多数をもっていずれも原案どおり可決することに決しました。

なお、残余の議案、すなわち平成三十年度議案、議第二号から議第十四号、及び議第十六号、並びに平成二十九年度議案、議第百十三号、議第百十四号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

また、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳があり、その主な要望・意見については、次のとおりであります。

一 山間など過疎地域における介護サービスの提供について、地域間格差の解消に努められたいこと。

一 国民健康保険県単位化の保険料算出について、医療費算定より保険料負担額が増大する市町村に対し、二号調整交付金により負担増額分の調整を行われたいこと。

一 児童が安全に過ごせるよう、市町村と連携し、放課後児童クラブの防犯対策に努められたいこと。

一 スポーツ施設のあり方の検討にあたっては、既存施設の利用状況を十分に踏まえるとともに、南部地域・東部地域も含めた全県的な施設配置に留意されたいこと。

一 食品ロスの削減に向け、市町村・民間事業者等との連携による啓発を推進されたいこと。

一 中央卸売市場の再整備については、県民や観光客が訪れる賑わいのある食の拠点となるよう、検討を進められたいこと。

一 地元住民の声を踏まえ、阪奈道路辻町インターチェンジのフルランプ化に計画的に取り組まれたいこと。

一 県営住宅について、高齢者や身体障害者が暮らしやすい環境を整えられたいこと。

一 全ての小学校・中学校へ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣できるよう検討されたいこと。

一 県立高等学校の制服について、「学校指定物品の取扱に関するガイドライン」に基づき、適正に取り扱われたいこと。

一 県民が安全・安心して暮らせるよう、老朽化した交通安全施設の更新に努められたこと。

以上、これをもって予算審査特別委員会の報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、所管の常任委員会に付託しました各議案及び去る十二月定例会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。一一三十二番山本進章議員。

◆三十二番（山本進章） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る三月七日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月八日に委員会を開催し、付託されました議案十七件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十年度議案、議第二十号、議第二十二号中・当委員会所管分、議第二十四号、議第二十五号及び議第五十号並びに平成二十九年度議案、議第一百七号につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成三十年度議案、議第十七号中・当委員会所管分、議第十八号、議第二十三号、議第四十七号及び議第五十三号から議第五十五号並びに平成二十九年度議案、議第百三号から議第百五号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十九年度議案、報第三十三号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一二十五番奥山博康議員。

◆二十五番（奥山博康） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る三月七日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月八日に委員会を開催し、付託されました議案三十三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十年度議案、議第二十六号から議第二十八号、議第三十三号から議第四十号、議第四十二号、議第五十一号及び議第五十二号につきましては、賛成多数をもち

まして、また、平成三十年度議案、議第十七号中・当委員会所管分、議第二十一号、議第二十二号中・当委員会所管分、議第二十九号から議第三十二号、議第四十一号、議第四十八号、議第四十九号及び議第五十七号から議第五十九号並びに平成二十九年度議案、議第一百六号、議第一百九号から議第一百一十号及び議第二百一十号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十九年度議案、報第三十三号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る三月七日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、三月八日に委員会を開催し、付託されました議案七件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十年度議案、議第十七号中・当委員会所管分、議第四十三号から議第四十五号及び議第五十六号並びに平成二十九年度議案、議第二百二十二号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十九年度議案、報第三十三号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、建設委員長の報告を求めます。一一二十八番乾浩之議員。

◆二十八番（乾浩之） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る三月七日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月九日に委員会を開催し、付託されました議案十二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十年度議案、議第十七号中・当委員会所管分につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成三十年度議案、議第二十二号中・当委員会所管分及び議第四十六号並びに平成二十九年度議案、議第百八号、議第百十五号、議第百十六号、議第百十八号から議第百二十号、議第百二十三号及び報第三十二号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成二十九年度議案、報第三十三号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――四十番中村昭議員。

◆四十番（中村昭） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る三月七日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月九日に委員会を開催し、付託されました議案四件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十年度議案、議第十九号につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成三十年度議案、議第十七号中・当委員会所管分、議第二十二号中・当委員会所管分及び、平成二十九年度議案、議第百七号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、四十一番山村幸穂議員ほか四名から、平成三十年度議案、議第一号「平成三十年度奈良県一般会計予算」に対し、修正の動議が提出されましたので、これを議題とします。

修正案はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

三十番宮本次郎議員に、提案理由の説明を求めます。――三十番宮本次郎議員。

◆三十番（宮本次郎）（登壇）日本共産党を代表いたしまして、平成三十年度一般会計予算修正案の提案理由を説明いたします。

詳しくはお手元の別紙一と別紙二をごらんください。

本修正案は、格差と貧困の広がりが深刻な中、県民生活を応援し、県内経済の活性化を願い、特に子どもの貧困対策を強化することや、未来ある若い世代を応援すること、高齢者の暮らしを支えることを念頭に置いて提案するものです。

第一に、子育て世代の切実な願いに応じて、子ども医療費助成制度を窓口負担のない制度に改めます。窓口負担のない制度、すなわち現物給付制度を実施した場合、国庫負担金の減額措置、いわゆるペナルティー措置がなされていましたが、政府は、今般、就学前についてはこの措置を解除することになりました。これに従って、本県でも来年八月から就学前につきましては現物給付制度が実施されます。

しかし、就学後から中学校卒業までについては、引き続き、一旦窓口で立てかえ払いを行い、一部負担金を除いた額を口座に返金する自動償還払い制度となります。経済的に厳しい子育て世代にとって、窓口での立てかえ払いは大きな負担となり、月末には受診をためらうなどの要望が寄せられています。

今回の提案は、窓口払いをなくした際に減額される国庫負担金を、市町村負担分も含めて県が補助するため、四億円を計上するとともに、一部負担金をなくすために五億七千万円を計上するものです。

第二に、高額な大学学費により、経済的理由で学ぶ権利が奪われている学生を支援し、若い世代の県内定住を促進する制度として、大学生給付型奨学金制度を提案します。この制度は、一億二千万円を計上し、経済的に厳しい環境にありながらも学ぶ意欲を持つ奈良県出身の大学生に対し、年間授業料に匹敵する六十万円を四年間支給し、卒業後、奈良県内の事業所に就職する、あるいは定住した場合に返還を免除するもので、一学年当たり五十名、四学年で二百名分の奨学金を創設します。

同様の制度は、沖縄県、長野県などで具体化が始まっており、本制度が若い世代の学びを応援し、県内定住を促進することを願って提案するものです。

第三に、高齢者の生活を支えるため、後期高齢者保険料負担軽減補助金を三億円増額し、保険料負担を一人当たり年間約二千元軽減することを提案いたします。

第四に、二億円を計上し、介護保険利用者の利用料負担軽減を図るための基金を創設します。

第五に、学校給食費の負担を軽減するため、一億円を計上し、経済的に厳しい家庭を支援します。学校給食費の負担軽減に取り組む自治体は全国的にふえつつありますが、奈良県ではまだほんの一部にとどまっています。県として率先した取り組みを提案するものです。

第六に、地域経済の振興を図るため、住宅リフォーム助成制度のうち、特に経済効果が大きい一般助成制度を復活させ、九千万円を計上することを提案いたします。住宅リフォーム助成制度は、地元業者の仕事をふやし、中小企業を振興するとともに、若い世代のリフォーム定住を促すことにもつながります。

これらの六つの事業を進めるために必要な一般財源は、約十七億八千万円です。これらは、不要不急の大型事業の見直し、県民合意が得がたいと考えられる事業の見直しなどで捻出することができます。

第一に、マイナンバー制度は、膨大な個人情報に政府が一手に握ることへの懸念が広がっており、国民のプライバシーを危うくする仕組みづくりを強引に推進することは認められません。また、東アジア地方政府会合や平城遷都一三〇〇年記念アジアコスモポリタン賞授賞関連事業は、その内容に対する県民的理解が広がっているとは考えられず、見直すこととし、総務管理費を二億九千三百四十五万円減額します。

第二に、国民保護法体制整備推進事業は、国民保護を口実に県民を戦争に動員するための体制づくりであり、憲法に反するものです。また、奈良県への陸上自衛隊駐屯地誘致は、防衛省もその必要性を認めていません。自衛隊の主たる任務は国防であり、防災を強化するのなら、消防学校の新築移転と不足する消防人員の充足を優先すべきです。これらの事業を見直し、防災費を一千二百万円減額します。

第三に、(仮称)奈良県国際芸術家村構想は、建物の建設費用だけで九十九億円と巨額な上、コンセプトが曖昧、交通の便が悪く、見通しが心配などの意見が寄せられています。文化財保護のための拠点や担い手を育成する機関は必要ですが、宿泊施設や物販施設、サイクルステーションを併設するなどの巨大な施設が必要とは考えられません。よって、地域振興調整費七億二千四百万円減額いたします。

第四に、徴収強化に向けた取り組み事業、市町村税収確保強化事業、母子寡婦福祉資金貸付金の未収金対策強化事業、奨学金返還未収金回収委託事業は、民間債権回収業者に委託するなどし、給与の差し押さえなどを行う、困窮する滞納者に寄り添った制度とは言えません。よって、徴税費を二千七百十八万円、市町村振興費を八百七十五万円、こども・女性費を百三十九万円、高等学校費を五百十八万円、それぞれ減額いたします。

第五に、就学前教育推進事業は、全国学力テスト・体力テストにおける本県児童生徒の結果のうち、学習意欲、規範意識、自尊感情、体力、これらの指標が全国平均と比べて〇・〇五ポイントから一・八ポイント低い。こういうことを理由に、これら、いわゆる非認知能力の向上を目的に、アメリカのハイスコープカリキュラムなるものを取り入れ、子どもたちを早期から競争主義的な教育体制に組み込むものです。個々の子どもの成長に応じた柔軟な保育活動に制約を加えかねないものであり、保育者の自由な発想に基づく保育活動を阻害しかねません。よって、文化・教育費を一千七百六十四万円減額いたします。

第六に、新市場開拓キャンペーン事業は、海外富裕層市場に特化してセールスを強化するものです。幅広く奈良の魅力を発信し、観光振興に結びつけることこそ、県の役割であ

り、事業そのものを見直す必要があると考えます。また、宿泊観光客の増加に向けた冬季イベント、いわゆる奈良大立山まつりは、動員型のイベントで、市町村関係者の負担も大きく、集客数のカウントのあり方や経済効果の算出などにかかわって、本県議会でも議論が噴出したしました。当初は、この奈良大立山まつりの目的について、観光客が減少する時期に開催する。このことで集客を図るとしておりましたが、ことしからは、観光客の集まる若草山の山焼きと日程を合わせる、来年からは、なら瑠璃絵イベントと日程を合わせるなど、当初の観光客が減少する時期に開催するという目的からどんどんかけ離れています。また、平城宮跡をイベント広場として扱い、演出方法についても、平城宮跡の真実性と大きく異なります。本来、祭りは、参加者の内発的動機により発祥し、自発的取り組みで発展するものであり、企画そのものを中止すべきです。よって、観光費を一億一千七百万円減額いたします。

第七に、人権啓発推進事業、「なら・ヒューマンフェスティバル」開催事業、差別をなくす強調月間事業、人権パートナー養成・活用事業、市町村等人権問題啓発事業は、人権擁護の施策としては適当ではないため、人権施策費を三千八百九万円減額いたします。

第八に、三年連続で定員割れが続く、なら食と農の魅力創造国際大学校（NAFIC）は、高級レストランのオーナーを養成するというコンセプトを見直す必要があり、この地域におけるにぎわいづくり事業も計画を見直す必要があると考えます。また、東京都港区白金台に展開する情報発信施設、ときのもりは、富裕層向けに奈良県食材をPRするものとされていますが、初期投資として一億一千万円を支出し、毎年一千六百万円もの財政支出をする一方で、県民的な恩恵が乏しく、費用対効果という点で事業そのものを見直す必要があると考えます。よって、農業費四千七百九十四万円を減額いたします。

第九に、戦略的企業誘致事業及び企業立地促進補助金は、投資効果が期待できず、また、正規雇用の拡大に結びつかないと考えます。また、(仮称)奈良県国際芸術家村ホテル誘致事業は、さきに述べた理由により見直すこととし、産業政策費を九億三千二百二十四万円減額いたします。

第十に、京奈和自動車道促進対策費、大宮通りの植栽及び修景整備事業、直轄道路事業費負担金のうち京奈和自動車道大和北道路分につきましては、必要性が認められないため見直すこととし、道路橋りょう費を十九億一千三百四十六万円減額いたします。

第十一に、リニア中央新幹線は、莫大な費用がかかり、公費投入が懸念されるということや、電力消費が大きく省エネルギーに反すること、電磁波被曝など安全性の未確立など、問題が大きく、建設そのものに国民的意義が乏しいと考え、誘致するべきではありません。地域交通費を二千八百二十八万円減額いたします。

第十二に、奈良公園施設魅力向上事業のうち、吉城園周辺地区整備事業や高畑町裁判所跡地整備事業は、名勝地であり、幾重にも規制が設けられた地域へ、ルールを曲げて高級ホテルを誘致するものであり、奈良公園の魅力向上につながるとは考えられません。よって、まちづくり推進費を二億六千七十万円減額いたします。

第十三に、人権教育推進体制事業など四つの事業については、差別解消に役立たず、人権教育にふさわしくないと考えます。また、学校教育アドバイザーチーム運営費は、固定的な指導方針を教育現場に押しつけるものとなっており、教育現場の困難解消に役立たないと考えます。これらの理由により、教育総務費を七百四十万円減額いたします。

第十四に、奈良県立大学内におけるユーラシア研究とそこで発行する冊子を無料で配布する事業などは、ある特有な感性で行われているものですが、県民合意が得がたいと考えます。見直すこととし、県立大学費を四千七百五十一万円減額いたします。

第十五に、捻出した財源の一部を、直面する県民生活を支える事業のための予備費として八千八百九十八万円増額いたします。

以上で、提案理由の説明といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同をお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（岩田国夫） お諮りします。

本修正案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

これより、平成三十年度議案、議第一号に対する山村幸穂議員ほか四名から提出された修正の動議について、起立により採決します。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、四十一番山村幸穂議員に発言を許します。――四十一番山村幸穂議員。

◆四十一番（山村幸穂） （登壇）日本共産党の議案への反対意見を述べます。

まず、議第一号、平成三十年度一般会計予算については、歴史的景観と文化財の調和した類いまれな名勝奈良公園内に、高級ホテルを誘致する計画をはじめ、（仮称）登大路バスターミナル、大宮通りのホテルを核としたまちづくり、平城宮跡国営公園整備などに多額の税金を投入する予算となっています。多くの県民、全国から、自然環境と文化遺産を守ってほしいと、反対の声が寄せられています。

また、地方創生と言いますが、地域の活性化に役立つとは思えない大型の箱物建設に九十九億五千万円もかける（仮称）奈良県国際芸術家村構想は、文化財修復技術の継承・人材育成は必要ですが、費用対効果、リスクなどについて納得できる説明もなく、具体的な整備内容は不明で、到底県民の理解を得ることはできません。

農業振興のためとして、N A F I Cに新たな施設を建てることや、奈良県が東京で高級レストランを続ける意義は認められません。高級志向ではなく、安価で庶民の口に入る食や、学校給食で子どもたちに奈良の食材のよさを伝えることを重視してほしいと思います。

新規起業や企業誘致を進め、多数の参入があったとのことですが、一方で、県内中小企業、商店は、倒産、廃業が相次いでおります。親身な援助や対策が必要です。大型開発ではなく、地域密着の公共事業への転換を求めます。

県立高等学校の再編計画が進められておりますが、十年前の十校削減の総括もなく、性急に削減を進めるのではなく、県立高等学校の役割や、県民、子どもたちの願いに沿って県民的な議論を尽くし、教育環境の充実を図るよう求めます。

政府の経済政策アベノミクスの破綻で格差と貧困が広がり、相次ぐ医療・介護の改悪、年金の削減のもとで、暮らしと福祉を守る県の役割が一層求められております。

新たに、乳幼児などの福祉医療助成制度で窓口立てかえ払いをなくすための準備を始め、病児保育所の拡充、県立高等学校への空調整備など、県民要望に応える前進もありますが、高い国民健康保険料の軽減や、上がり続ける介護保険の保険料・利用料の減免、給付型奨学金制度の拡充など、切実な願いには応えていません。

よって、反対いたします。

次に、議第十五号奈良県国民健康保険事業費特別会計ですが、県民は、高い保険料の負担軽減を求めています。保険料軽減のための県独自策はありません。政府は、国民健康保険の財政運営と地域医療構想・医療費適正化計画を一体として、都道府県に医療費の抑制を迫っていますが、県民の医療・命を脅かすものです。

よって、反対します。

議第百二号は、N A F I Cの新たな施設建設に反対。

議第十七号は、平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に関する検討委員会の公募制を求め反対。

議第十九号は教職員定数削減、議第二十号は一般職職員の給与減額、議第二十二号は高齢者の運転免許更新手数料負担増であることから反対です。

議第二十四号、議第二十五号は、マイナンバーの利用拡大は、セキュリティーに問題があります。

議第二十六号、議第二十七号、議第二十八号、議第四十二号は、障害者、障害児の介護の後退につながります。

議第三十三号、議第三十四号、議第三十五号、議第三十六号、議第三十七号、議第三十八号、議第三十九号、議第四十号、議第五十二号は、介護保険法改定によりサービス低下につながることから反対です。

議第五十一号は、国民健康保険運営協議会委員の定数をふやすべきであることから反対します。

議第五十号は、民泊は住民生活を守り、安全対策のためにも規制が必要です。

議第百十七号は、これ以上（仮称）奈良県国際芸術家村への投資は認められません。

以上が議案についての反対意見です。その他の議案には賛成です。

以上で討論を終わります。

○議長（岩田国夫） 次に、四十番中村昭議員に発言を許します。――四十番中村昭議員。

◆四十番（中村昭） （登壇）議長のお許しをいただきましたので、自民党奈良を代表いたしましたして、全議案に賛成の立場から討論を行います。

荒井知事は、就任以来、奈良県をよくしたいという強い思いのもと、直面する県政課題に積極果敢に逃げることなく取り組み、観光客や誘致企業の増加、健康寿命日本一に向けた取り組み、医療提供体制の充実など、数々の成果を上げてこられました。

しかしながら、大阪のベッドタウンとして発展してきた本県は、他県に比べ、人口減少と高齢化が急速に進んでいくため、取り組むべき課題はまだまだ山積いたしております。

この人口減少と高齢化の影響を緩和し、持続的に本県が発展していくためには、将来の地域の発展につながる投資を積極的に行っていく必要があるとして、今定例会に提出されました新年度予算案は、もっと良くなる奈良を目指し、奈良のよりよき未来に向けた種をまいて、将来の奈良県の礎を築く予算として編成されており、誠に的を射たものだと考えております。

具体的に申し上げますと、平成三十年度は、今まで取り組んでこられた経済活性化のプロジェクトをさらに進展させ、本県の経済構造を改革し、県内での投資・消費・雇用を好循環させ、働く場所を創出される取り組みを進められております。

スポーツに親しめる環境づくりや県民が健やかに安心して暮らせる地域医療・介護・福祉の総合的な取り組みにより、健康寿命日本一を目指した、高齢者や障害者を含む誰もが健やかに暮らせる地域づくりを進められます。

結婚・子育て支援、女性の活躍促進、地域防災力の向上・消防救急体制の充実、きれいな奈良県の実現などに取り組み、県民が安全で安心して快適に暮らし続けられる地域づくりを進められます。

就業支援と働き方改革、教育の充実など、働きやすくよく学べる地域をつくる取り組みを進められます。

さらに、地域資源や社会資本を活用した住みよいまちづくりを進められるとともに、農・畜産・水産業及び林業・木材産業の振興、過疎化が進む南部地域・東部地域の振興にも積極的に取り組まれます。

あわせて、リニア中央新幹線の全線開業が見込まれる二十年後の奈良県の姿を見据え、本県が有する観光資源や歴史・文化資源を活用し、戦略的な観光施策を展開されます。

加えて、県と市町村が連携・協働する奈良モデルによりまちづくりを推進するとともに、行政の効率化を図られます。

また、県政全般にわたる喫緊の課題への迅速かつきめ細かな施策が多数計上されている一方で、将来の県民に過度な負担を残さないよう、県債残高を前年度から二百八億円減ら

されております。さらに、交付税措置がなく、県税など自前の財源で返済すべき県債残高も、この十年間で八百三十八億円減少させるとともに、将来の県民の借金返済負担上の指標とされておられる、交付税措置のない県債残高と県税収入額との比率は三・一倍と、知事就任以来、最も良好な水準になるなど、健全で持続可能な財政運営にも努力され、大いに評価できるものであります。

このほか、残余の議案につきましても、県政発展に向け、必要となる条例の制定及び改正案などであります。

以上、自民党奈良といたしましては、今定例会に提出されました全ての議案に賛成の意を表します。

○議長（岩田国夫） 次に、九番川田裕議員に発言を許します。――九番川田裕議員。

◆九番（川田裕） （登壇）議長のお許しをいただきましたので、日本維新の会を代表して反対討論を行います。

賛成討論が時間オーバーでございましたので、短くやりたいと思います。

予算審査特別委員会に付託された議案から、議第一号、議第十五号、議第二百二号及び議第一百十二号については、反対をいたします。

反対の理由といたしまして、議第一号につきましては、（仮称）奈良県国際芸術家村に関する予算提案において、完成後の維持管理経費をただしたところ、今はまだ計算していない、と答弁がありました。（仮称）奈良県国際芸術家村には約百億円もの予算が提案され、完成後には県民の一般財源にかかわる重要な項目でもある経常経費の金額は、わからないと答弁されました。わからないと答弁されれば、意思決定の行いようありません。また、予算審査特別委員会初日には、EBPM、すなわち証拠に基づく政策立案の重要性が審議され、エビデンスを持たない事業、また、エビデンスがあると称してもその後のチェックで実はエビデンスがなかった事業については、一切認めない旨の答弁がありました。奈良県の政策方針が明確に示されているにもかかわらず、地域振興部の説明では、詳細とまでは言わないでも、おおむね維持管理経費すら計算されておらず、予算提案の入り口にすら立っていないことが明らかになりました。まして、奈良県が答弁したEBPMの方針に真っ向から反する行為であり、朝令暮改も甚だしい地域振興部の行為であります。

また、建設地の水辺補強工事として約四億五千万円もの多額の予算増額が提案されており、土地の買い取り価格にも大きな疑義が発生しました。

これらの地域振興部の説明は、議会軽視と受けとめるものであり、奈良県のEBPMの方針に真っ向から反するものであり、答弁不一致の行為であることも明らかになりました。

その他の議案にも、奈良県が示すEBPMの方針に反する同様の疑義が多くあることから、反対いたします。

よって、日本維新の会としては、奈良県の、証拠もないものには一切の予算はつけない、のEBPMの方針に賛同するものであり、それに反する予算には反対するものであります。

議員諸侯の賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。ご清聴ありがとうございます。

○議長（岩田国夫） 次に、一番亀田忠彦議員に発言を許します。――一番亀田忠彦議員。

◆一番（亀田忠彦） （登壇） 自由民主党を代表して、全議案に賛成の立場から討論を行います。

知事は、就任以来、地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創ることを県政の目指すべき姿とされ、健康寿命や障害者雇用、企業誘致など、さまざまな分野に取り組み、その成果が数字になってあらわれてきています。

しかし、大阪のベッドタウンとして発展してきた本県は、他県に比べ、人口減少と高齢化が急速に進行することから、この影響を緩和し、持続的に発展し、もっとよくなる奈良を目指して、今定例会に平成三十年度当初予算案と平成二十九年度補正予算案を提出されました。

そこで、予算案について具体的に意見を申し上げます。

まず、健康寿命日本一を目指しての取り組みですが、男性、女性ともに近年においては年々全国順位を上げ、その成果を上げています。男女とも全国一位を目指し、さらに市町村とも連携し、取り組みに力を入れていくべきであると考えます。また、新奈良県総合医療センターがオープンいたしますが、北部・中部・南部と、より充実した地域医療体制が整うこととなります。ドクターヘリの運航とあわせ、県民の命を守る体制が充実することになります。そして、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しめる環境づくりを目指す観点から、スポーツ施設のあり方検討をはじめ、総合型地域スポーツクラブの活性化、スポーツイベントを活用した滞在型ツーリズムの取り組み、トップアスリートの育成、東京オリンピック・パラリンピックに向けたキャンプ地誘致やホストタウン登録を活用した地域振興、そして、教育現場では、部活動指導員の活用などの取り組みが始まります。

次に、県民が安全で安心して快適に暮らし続けられる地域をつくる取り組みとして、結婚・子育ての支援、女性の就労支援はもちろん、地域防災力の向上を図るべく、新消防学校を含む県広域防災拠点整備の検討も進められます。近い将来発生する確率が高いとされる南海トラフ巨大地震に対応するためにも重要な取り組みであると言えます。

次に、経済の好循環を促進し、働きやすくよく学べる地域社会をつくる取り組みでは、京奈和自動車道の未整備区間の事業化への取り組み、新たな工業ゾーンの創出などに取り組むとともに、県産品のブランド力向上並びに販路拡大の取り組みにも期待するところでございます。

また、地方消費税清算金の増額部分を教育環境の充実に充てることとされ、県立高等学校の早期の耐震化や空調設備の整備も進められます。

次に、農・畜産・水産業及び林業・木材産業の振興では、なら食と農の魅力創造国際大学の周辺施設の充実や、奈良らしい森林環境管理制度の構築に向けての検討が行われます。

また、地域の振興において、過疎化が進む南部・東部地域への取り組みは、本県にとって重要な課題と言えます。先日、一般国道一六八号五條新宮道路辻堂バイパスが開通いたしました。命の道路としての道路整備をさらに進めることはもとより、南部・東部地域の観光対策にさらに積極的に取り組んでいただくこと、また、県と市町村が連携・協働する奈良モデルの推進も大切な取り組みと言えます。

そして、知事は、二〇三七年に予定されるリニア中央新幹線の全線開業とこれに伴う奈良市附近駅の設置を、本県がさらに大きく飛躍するチャンスと捉え、二十年後の奈良県の姿を見据え、今までに進めてきた取り組みに加え、新たな取り組みにも積極果敢にチャレンジされています。

近い将来、さまざまな取り組みが大きく実り、日本全国から、また世界各国から奈良県が注目され、奈良に住みたい、訪れたい、子育てしたい、働きたい、まさに住んでよし、働いてよし、訪れてよしの奈良県の実現、地域の発展につながる施策を積極的に行うとともに、県政全般にわたる喫緊の課題への施策も計上されており、もっとよくなる奈良の実現に向けて大いに期待の持てるものになっています。

一方、県債残高を減少させ、特に交付税措置がなく、県税など自前の財源で返済すべき県債残高はこの十年間で八百三十八億円減少させ、財政規律の堅持にも努力されており、高く評価できるものです。

なお、執行に当たっては、最大限の効果が得られるよう一致団結して、引き続き努力されることを要望いたします。

また、残余の議案も、予算案に関連して必要とされる条例の制定及び改正案等であり、いずれも適切なものであります。

したがいまして、自由民主党といたしましては、今定例会に提出されました全ての議案について、賛成の意を表明いたします。

以上で終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（岩田国夫） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、平成三十年度議案、議第一号について起立により採決します。

平成三十年度議案、議第一号について、予算審査特別委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、平成三十年度議案、議第十五号について起立により採決します。

平成三十年度議案、議第十五号について、予算審査特別委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、平成二十九年度議案、議第百二号について起立により採決します。

平成二十九年度議案、議第百二号について、予算審査特別委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、平成二十九年度議案、議第百十二号について起立により採決します。

平成二十九年度議案、議第百十二号について、予算審査特別委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、平成三十年度議案、議第十七号、議第十九号、議第二十号、議第二十二号、議第二十四号から議第二十八号、議第三十三号から議第四十号、議第四十二号及び議第五十号から議第五十二号、並びに平成二十九年度議案、議第百十七号について、起立により採決します。

以上の議案を、各常任委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案はいずれも委員長報告のとおり決しました。

お諮りします。

平成三十年度議案、議第二号から議第十四号及び議第十六号、並びに平成二十九年度議案、議第百十三号及び議第百十四号については、予算審査特別委員長報告どおり、平成三十年度議案、議第十八号、議第二十一号、議第二十三号、議第二十九号から議第三十二号、議第四十一号、議第四十三号から議第四十九号及び議第五十三号から議第五十九号、並びに平成二十九年度議案、議第百三号から議第百十一号、議第百十五号、議第百十六号及び議第百十八号から議第百二十三号、報第三十二号及び報第三十三号、並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案はいずれも委員長報告のとおり決しました。

-----  
次に、平成二十九年度議案、議第二百二十四号及び議第二百二十五号を一括議題とします。  
議案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

なお、採決については、議案ごとに行います。

まず、議第二百二十四号、教育長の任命についてお諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議第二百二十五号、教育委員会の委員の任命についてお諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

-----  
○議長（岩田国夫） 次に、四十四番川口正志議員より、決議第一号、奈良県庁の橿原市周辺への移転を求める決議、「還都 飛鳥・藤原京」の実現に向けて、の動議が提出されましたので、川口正志議員に趣旨弁明を求めます。――四十四番川口正志議員。

◆四十四番（川口正志） （登壇）決議第一号、奈良県庁の橿原市周辺への移転を求める決議、「還都 飛鳥・藤原京」の実現に向けて（案）につきましては、提案者二十四名を代表して趣旨弁明を行います。

なお、決議案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△決議第一号

奈良県庁の橿原市周辺への移転を求める決議（案）

～「還都 飛鳥・藤原京」の実現に向けて～

奈良県は、南北に長い形状が特徴であるが、県庁は、明治二十年の奈良県設置以来現在まで、県土北端の奈良公園内に所在しており、地理面で偏りがある。

現在奈良県では、県内での投資・消費・雇用を好循環させるための経済構造改革の一環として、京奈和自動車道を基軸とする骨格幹線道路ネットワークや御所インターチェンジ周辺等の新たな産業集積地の形成などの推進、県土の約七十七%を占める森林の新たな環境管理体制の構築など、県の中南部地域の振興施策に取り組んでいる。また、県内から関西国際空港へのアクセスについては、現在でも利便性が高いのは、県の中南部地域の葛城

市から南阪奈道路を経由するルートや五條市から京奈和自動車道を経由するルートだが、リニア中央新幹線の全線開業が見込まれるに当たり、本県を南北に縦断する形での当該空港との接続強化が提唱されている。

このような将来展望を見据え、奈良県が持続的に発展し、県民の豊かな暮らしを生み出していくためには、奈良県議会としては、県土の中心部に近い中南部地域に着目し、大胆に形を変えていくことが必要になると考える。中南部地域の広域アクセスや開発の潜在力を飛躍的に向上させ、その影響力を全県に波及させることこそ、県土の均衡ある持続的な発展を確たるものとするにつながる。

その起爆剤として、いにしえには日本の首都「飛鳥・藤原京」が置かれ、現在も中南部地域で県下二番目の都市を擁する橿原市周辺への県庁移転、いわば「還都」を県民に向けて提案するものである。

以上、決議する。

平成三十年三月二十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩田国夫） 十五番岡史朗議員。

◆十五番（岡史朗） ただいま川口正志議員から提案されました決議第一号、奈良県庁の橿原市周辺への移転を求める決議、「還都 飛鳥・藤原京」の実現に向けて（案）に賛成いたします。

○議長（岩田国夫） 三十二番山本進章議員。

◆三十二番（山本進章） 私は、本県が将来にわたって持続的に国内外から注目される存在感のある地域となり、経済が活性化し、県民の豊かな暮らしを生み出すためには、県土の均衡ある発展が不可欠だと考えますので、ただいま川口正志議員から提案されました決議第一号、奈良県庁の橿原市周辺への移転を求める決議、「還都 飛鳥・藤原京」の実現に向けて（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題といたします。

決議第一号については、四十四番川口正志議員の動議のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。a

（賛成者起立）

賛成の議員は、しばらくの間ご起立願います。

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、決議第一号については、原案どおり可決されましたので、会議規則第四十一条の二の規定により、措置することにします。

-----

○議長（岩田国夫） 次に、十一番田中惟允議員より、意見書第一号、介護保険制度に理美容サービスを付加することを求める意見書決議方の動議が提出されましたので、田中惟允議員に趣旨弁明を求めます。――十一番田中惟允議員。

◆十一番（田中惟允） （登壇）意見書第一号、介護保険制度に理美容サービスを付加することを求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第一号

#### 介護保険制度に理美容サービスを付加することを求める意見書（案）

介護保険制度は、国民の意識や社会のニーズにこたえて、制度開始以来その時代に応じた確かな運用がなされてきた。しかしながら、今日、介護を必要とされる高齢者が、自宅あるいは施設において介護保険適用を受けるにあたって、介護サービス受給者の気持ちを豊かにするメニューが十分であるかとの部分についての、補強が求められている。

理美容サービスは、高齢者の心身をリフレッシュさせ、心身両面の若返りを促進するとともに、笑顔を創造し、ひいては、高齢者の生活の質の改善・向上、自立支援、介護予防にも繋がるという効果もある。そして、理美容サービスを受けることが難しい方もおられる。

こうしたことを踏まえ、奈良県内の一部地域においては、関係者がボランティアで調髪を行ったり、また、いくつかの自治体では自らの自治体施策として、基準を定め調髪活動に助成を行って、生活衛生面での見守りを行っている。

年間の回数制限等制約を付けているが、自治体の助成により介護を必要とされる高齢者の特別な記念日など本人や家族等が希望される際に、調髪を受けることによって、気持ちを新たにすきっかけとなり、健やかな時を過ごすことができるため、介護を必要とされる高齢者や関係者から好評を受けている。

しかしながら、現行の介護保険制度が、理美容サービス自体は、国が定める介護サービスの対象となっていないので、自治体間格差が生じており、介護保険サービスとして理美容サービスを認められるよう、取り図られたい。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年三月二十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩田国夫） 十五番岡史朗議員。

◆十五番（岡史朗） ただいま田中惟允議員から提案されました意見書第一号、介護保険制度に理美容サービスを付加することを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） 二十八番乾浩之議員。

◆二十八番（乾浩之） ただいま田中惟允議員から提案されました意見書第一号、介護保険制度に理美容サービスを付加することを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第一号については、十一番田中惟允議員の動議のとおり決することにござ異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（岩田国夫） 次に、二十九番太田敦議員より、意見書第二号、自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、太田敦議員に趣旨弁明を求めます。――二十九番太田敦議員。

◆二十九番（太田敦） （登壇）意見書第二号、自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第二号

自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書（案）

いま、地方自治体に働く臨時・非常勤職員は全国で六十五万人を超え、臨時・非常勤職員なしには自治体行政は一日たりとも運営できないと言っても過言ではありません。

二〇一七年五月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法および地方自治法が改正され、二〇二〇年四月に施行されます。会計年度任用職員とは、会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤職員のこと、任期は最長一年、再度の任用は可能とし、任用するか否かは自治体の判断に委ねられます。勤務時間によりフルタイムと短時間勤務の二タイプを設け、給料・報酬や手当で待遇を差別することができるほか、サービスの宣誓・守秘義務など、常勤職員と同じ規律が求められます。

民間企業に働く非正規雇用労働者では、二〇一八年四月から労働契約法第十八条に基づく無期雇用への転換請求が始まります。一方で、公務に働く臨時・非常勤職員には労働契約法は適用されず「いつまでも非正規、いつでも雇い止め可能」という状態に置かれています。これは二〇二〇年の改正地方公務員法および地方自治法施行後も変わるものではありません。

いま地方自治体では、業務全般にわたりアウトソーシング・民間委託がすすめられていますが、法施行を機会に一気にこれが進み、職員の中に蓄積された知識や経験が継続されなくなる懸念があります。また、一時金が「支給できる」とされた点が注目されていますが、あくまでも自治体判断であり、法施行を機会に賃金・労働条件の引き下げがなされることも懸念されます。

政府におかれましては、法の施行にあたり、住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充・向上と、自治体の臨時・非常勤職員の身分の安定、地位向上をはかるため、次の項目について実現するよう求めます。

一 臨時・非常勤職員の給与等の勤務条件の改善に必要な新たな地方自治体の財源を確保すること。

二 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するよう努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年三月二十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩田国夫） 十三番森山賀文議員。

◆十三番（森山賀文） ただいま太田敦議員から提案されました意見書第二号、自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） 三十二番山本進章議員。

◆三十二番（山本進章） ただいま太田敦議員から提案されました意見書第二号、自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二号については、二十九番太田敦議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（岩田国夫） 次に、三番猪奥美里議員より、意見書第三号、政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、猪奥美里議員に趣旨弁明を求めます。――三番猪奥美里議員。

◆三番（猪奥美里） （登壇）意見書第三号、政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第三号

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書（案）

少子高齢化、人口減少社会の中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、国民一人ひとりが、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会を構

築する必要があり、特に、我が国最大の潜在力である女性の能力をいかすことが不可欠です。しかし、二〇一七年に発表された「ジェンダー・ギャップ指数」は、百四十四カ国中百十四位と過去最低となり、その主な理由は女性の政治参画が遅れていることです。

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するためには、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、基本原則、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定める必要があります。

現在、超党派の国会議員から、政治分野における男女共同参画について議論が提起されているところであり、地方議会においても、議論を開始しなければなりません。よって本議会は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」の早期制定を強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年三月二十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 五番川口延良議員。

◆五番（川口延良） ただいま猪奥美里議員から提案されました意見書第三号、政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ただいま猪奥美里議員から提案されました意見書第三号、政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第三号については、三番猪奥美里議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（岩田国夫） 次に、四番山中益敏議員より、意見書第四号、洪水回避等を目的とした流量確保のための「中小河川緊急治水対策プロジェクト」予算の確保を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、山中益敏議員に趣旨弁明を求めます。――四番山中益敏議員。

◆四番（山中益敏）（登壇）意見書第四号、洪水回避等を目的とした流量確保のための「中小河川緊急治水対策プロジェクト」予算の確保を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第四号

洪水回避等を目的とした流量確保のための「中小河川緊急治水対策プロジェクト」予算の確保を求める意見書（案）

一昨年八月の北海道・東北豪雨や、昨年七月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための堆積土砂撤去については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、概ね三か年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、次の事項について取り組むことを強く求める。

一 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成二十九年補正予算で約千三百億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。

二 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大や堆積土砂撤去への適用も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。

三 今回の「中小河川緊急治水対策プロジェクト」は、概ね三か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年三月二十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩田国夫） 一番亀田忠彦議員。

◆一番（亀田忠彦） ただいま山中益敏議員から提案されました意見書第四号、洪水回避等を目的とした流量確保のための「中小河川緊急治水対策プロジェクト」予算の確保を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） 七番中川崇議員。

◆七番（中川崇） ただいま山中益敏議員から提案されました意見書第四号、洪水回避等を目的とした流量確保のための「中小河川緊急治水対策プロジェクト」予算の確保を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第四号については、四番山中益敏議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（岩田国夫） 次に、十九番松尾勇臣議員外九名から、平成三十年度議案、議第六十号、奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例の議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

お諮りします。

本案については、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

平成三十年度議案、議第六十号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認めます。

よつて、本案については、原案どおり可決されました。

-----  
○議長（岩田国夫） 次に、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

△議員派遣の件

平成三十年三月二十三日

次のとおり議員を派遣します。

一 第六十九回全国植樹祭

(一) 目的

豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深める

(二) 場所

福島県南相馬市原町区雫地内

海岸防災林整備地

(三) 期間

平成三十年六月九日(土)～六月十日(日)

(四) 参加者

今井光子

二 伯移民百十周年記念式典

(一) 目的

議会を代表し、伯移民百十周年記念式典に出席するとともに、在伯県人会と交流を行い、日伯両国の友好親善への尽力に対する労をねぎらい、もって本県の国際親善、国際理解等の増進を図る。

(二) 場所

ブラジル連邦共和国

(三) 期間

平成三十年七月十八日(水)～七月二十四日(火)までの七日間

(四) 参加者

田中惟允 森山賀文 乾 浩之

新谷紘一 粒谷友示

○議長(岩田国夫) 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（岩田国夫） これをもって、平成三十年二月第三百三十一回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（岩田国夫） （登壇）二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

二月二十三日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、平成三十年度予算をはじめとする多数の重要議案及び県政の諸課題について、終始熱心に調査、審議をいただき、議案は全て滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

これもひとえに議員各位のご協力のたまものと、心から感謝申し上げる次第であります。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に十分反映されますよう望むものであります。

さて、新年度を間近に控え、皆様におかれましては、公私ともにご多忙のことと存じますが、時節柄、どうぞ健康に十分ご留意いただき、県勢発展のため、一層ご活躍賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

◎知事（荒井正吾） （登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきました。誠にありがとうございました。

本会議並びに予算審査特別委員会をはじめ各委員会の審議の過程でいただいたご意見、ご提言などにつきましては、これを尊重し、今後の県政運営の参考にさせていただき、できるだけ反映できるよう努めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、今後とも県勢発展のため一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

△午後二時四十四分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	岩田国夫
同 副議長	松尾勇臣
署名議員	秋本登志嗣
署名議員	小泉米造

署名議員

中村 昭